

多気町公告第31号

次のとおり公募によるプロポーザルを行いますので、多気町契約規則（平成18年多気町規則第41号）第6条の規定により公告します。

令和 6年 6月 4日
多気町長 久保 行男

1 プロポーザルに付する事項

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 多気町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定等業務委託 |
| (2) 施 工 場 所 | 多気町地内 |
| (3) 履 行 期 限 | 契約日 ~ 令和 8年 3月 20日 まで |
| (4) 委 託 見 積 限 度 額 | 35,343,000円（消費税及び地方消費税含む） |
| (5) 企画書・見積提出期限 | 令和6年6月21日（金） |
| (6) 提 出 先 | 多気町企画調整課 |

2 参加資格に関する事項

参加の資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 本町の「測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 本プロポーザルの公募の日から参加表明書の提出期限において、本町から入札参加資格停止措置及び入札参加資格保留期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条大2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 令和元年度以降に立地適正化計画策定（基礎調査業務等を含む）または市町村都市計画マスタープラン策定業務について、元請として完了の実績を有すること。
- (7) 予定技術者に対する要件は、下記のとおりとする。
 - ①当該プロポーザル参加者と直接的な雇用関係にあること。
 - ②管理技術者については、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有すること。
 - ③照査技術者については、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）および総合監理部門（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有すること。
 - ④主担当技術者については、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有すること。